

第 234 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 234 回入札監理小委員会
議事次第

日 時：平成 24 年 10 月 16 日（火）17：11～18：50

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- 住宅防音事業に関する事務手続補助業務（防衛省）
- 登録意匠と公知資料及び外国意匠公報資料のグルーピング事業（特許庁）

2. その他

<出席者>

（委 員）

稲生主査、樫谷副主査

（防衛省）

地方協力局防音対策課 岩瀬部員、池本係長、秋間係員

（特許庁）

審査業務部意匠課 本多課長、中田課長補佐、久保田企画調査班長

総務部総務課 室井企画調査官

総務部会計課 山口契約第一係長

（事務局）

後藤参事官、古矢参事官

○稲生主査 それでは、ただいまから第 234 回入札監理小委員会を開催します。

本日は、防衛省の住宅防音事業に関する事務手続補助業務の実施要項案、特許庁の登録意匠と公知資料及び外国意匠公報資料のグルーピング事業の実施要項案についての審議を行います。

初めに、防衛省の住宅防音事業に関する事務手続補助業務の実施要項案につきまして、審議を行います。

本日は、防衛省地方協力局防音対策課、岩瀬部員様に御出席いただいておりますので、実施要項案の内容等について御説明をお願いしたいと存じます。説明は 15 分程度でお願いいたします。

○岩瀬部員 防衛省防音対策課の岩瀬と申します。よろしくお願いいたします。

まずは、実施要項の御説明に入る前に、住宅防音事業についてということで若干御説明させていただきたいと思いますが、お手元に資料 A-3 という形であろうかと思えます。

住宅防音事業については、自衛隊等の航空機により生ずる音響に起因する障害を防止または軽減するため、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第 4 条等の規定に基づき、防衛大臣が第一種区域等を指定し、防音工事を実施する住宅の所有者等に対し補助金を交付しているものです。

下にイメージ図がありますが、住宅防音工事の対象区域が第一種区域と言いまして、これは航空機騒音のうるささ指数で言うところの 75W 以上の区域を第一種区域として大臣が指定しているところでありまして、黄色いところとオレンジ色のところと緑色のところを含めて、すべて第一種区域と呼んでおります。その内側に WECPNL90 とありますが、90W 以上の区域については二種区域として住宅等の移転や土地の買い入れを行っています。また、三種区域については 95W 以上ということで緑地帯の整備等を行っているものです。

住宅防音工事の概要といたしまして、根拠法令については先ほど申しましたとおり環境整備法第 4 条の規定に基づいておりまして、第一種区域の指定がされたときに所在する住宅を所有している方などが防音工事を行う際に助成しているものでして、その防音工事の内容といたしましては、天井・壁を防音仕様に改造すること、普通サッシを防音サッシに取りかえること、あと、空調機器の取り付けなどがあります。これが工事のざっとした内容でございます。

今回の実施要項で対象になりました事務手続の流れなのですが、3 ページの左側にオレンジ色と緑色があるのですが、オレンジ色が住宅防音工事を希望する個人の方が行うことで、緑色については国が行うことです。

左の事務の流れから言いますと、まず、個人の方に希望届を国に提出していただきまして、対象住宅かどうかを確認した上で、国から交付申込書を配付いたします。その交付申込書を今度は住民の方から提出していただいた後に、現地調査、これは居住状況の確認などを行います。その後、補助金の内定通知を発出しまして、今度は住民の方から補助金交付申請書の提出、続きまして、国から補助金の交付決定通知を行います。交付決定を行っ

た後に、住民の方は工務店や業者の方と契約していただきまして、防音工事に取りかかると。防音工事が終わりましたら工事完了検査を行っていただきまして、実績報告書の提出。その実績報告書の提出を国が受けたならば、完了確認と補助金の確定通知。その確定通知を相手方に出しますと、今度は請求書を出していただいて補助金の支払いと、これが一連の事務手続の流れになっています。

今回、事案として挙げられていますのが業務委託なのですが、業務委託というのは個人が行うものと国が行うものの手続、書類のやりとり、現地調査などを外部委託するものでして、右に青の枠で囲ってあるものが業務委託の内容です。申込書の配付・回収、現地調査、内定通知書の配付、それにあわせて事務手続の説明や申請書の作成・補助、交付決定通知の送付業務、着手報告書の作成補助、実績報告書の作成補助、確定通知書の送付、補助金請求・支払いまでを外部委託して、住民の方が行うものと国が行うものをまぜて外部委託するものです。

次に、実施要項の説明に入らせていただきます。

資料A-2、目次がありまして1ページ目、「1 趣旨」といたしましては、御存じかと思いますが、透明かつ公正な競争のもとで民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものと。防衛省としましては、公共サービス改革基本法の別表において、民間競争入札の対象として選定された今回の住宅防音事業に係る事務手続補助等委託業務について、公共サービス改革基本方針に従って本実施要項を定めたものでございます。

「2 本業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき本業務の質に関する事項」として、まず「(1)本業務の概要」ですが、住宅防音工事の助成について当該工事に係る希望者または住宅防音工事を行う者が行う事務手続の補助等を行うことにより、事務手続の円滑化を図ろうとするものです。

「(2)本業務の内容」といたしましては、業務の委託者、または地方防衛局の担当部署からの指示により実施するものでありまして、各業務ごとに履行期限を付して行われるものです。

各業務については、イに(ア)から(ク)まで書いてありますが、詳細な内容については別紙第2に、住宅防音事業委託業務標準仕様書として31ページに示してあります。

「(3)業務履行上の留意事項」といたしまして、受託者は本業務の履行において知り得た個人情報の取り扱いについて、厳に適正な管理のもと本業務を行わなければならないとしております。

また、面接する場合には、身分の明示できる顔写真入りの社員証等を着用することとしております。

受託者は工事希望者、補助事業者または関係者に対して、工事業者または設計事務所のあつせんを行ってはならないとしております。

受託者は、委託者が提供する(ア)から(セ)までの資料により、本業務の内容を把握し、適正に履行することということを留意事項としております。

「(4)確保されるべき本業務の質」として円滑な実施ということで、各業務ごとに委託者からの指示に従い、指示された期日までに各業務が完了するよう各業務の履行に着手することとしております。

事務手続補助といたしまして、工事希望者また補助事業者からの問い合わせに対しては、住宅防音事業の制度、事務の流れ及び関係法令上の遵守事項等を説明することとしております。

また、各業務ごとの完了報告後においても、添付書類等の不備、確認が必要な事項などがあった場合には、工事希望者、補助事業者または関係者と調整し、是正を行うこととしております。

その他確保されるべき質としては、別紙第2、31ページの仕様書に定める内容を遵守することとしております。

「カ 履行状況の把握」ということで、受託者は、先ほどの本業務の質で規定している事項について、別紙第3による四半期ごとのアンケート調査報告により、受託者の本業務の履行状況を把握することとしております。質の達成水準については「はい」の回答が全体の90%以上とすることとしております。

「3 実施時期に関する事項」といたしまして、本業務の実施期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとしておりますが、本業務の実施に必要な新規業務の発生または実施状況に応じて、年度途中に委託業務の発注を行うことがあります。

「4 入札参加資格に関する事項」としては、ア～オまでのような内容を入札参加資格としております。

「(3)入札参加者間の公平性」ということで、入札に参加しようとする者の間に、以下のいずれかに該当する関係がないことといたしてありまして、資本関係でいけば親会社と子会社の関係にある場合、また、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

人的関係でいきますと、一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合、また、一方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ねている場合は、その関係がないこととしております。

「(4)競争参加資格確認申請書の提出者に関する要件」ですが、個人情報の保護に関する要件といたしまして、個人情報を適切に管理できることを証明できる者であること。また、過去に地方防衛局が発注する本業務において、個人情報の漏えい、流出、紛失等が認められた日から1年を経過しない者であることとしております。

中立公平性に関する要件としては、住宅防音事業に係る設計業務または工事の請負者でないこと及び当該請負者と資本または人事面において関連がある者でないこととしております。

「5 入札に参加する者の募集に関する事項」といたしまして、「(1)入札の単位」については、一業務委託契約当たりの交付決定処理予定数を自治会や集落等の地域の実情等を考慮しつつ、100 世帯程度を基本として決定するものとしております。

「(2)入札に係るスケジュール」については、入札公告を平成 24 年 12 月下旬に予定しております。開札及び落札者の決定は平成 25 年 4 月上旬、また、契約も同じように 4 月上旬としております。

「6 入札者及び落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項」といたしまして、「(1)確認方法」としては、入札参加資格の確認については、入札関係書類により入札参加資格に関する事項、5 ページの項目に規定する入札参加資格を確認し、その資格を満たしていない入札参加希望者を入札に参加させないとしております。

また、ヒアリングといたしまして、入札関係書類に記載されている内容に不備等があった場合には、その内容を確認するため入札参加希望者にヒアリングを行うこととしております。

「(2)落札者の決定方法」については、入札書に記載されている金額が、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者としております。

「7 入札対象業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項」といたしまして、別紙第 1 のとおりとしておりますが、15 ページを見ていただきたいと思います。従来の実施状況ということで、平成 23 年度の実績と平成 24 年度の状況、9 月末時点を掲載しております。

※1 にありますように、平成 22 年 5 月の事業仕分けの評価結果や指摘事項を踏まえ、平成 23 年度から国が委託したものがサポートすることといたしましたので、平成 22 年度以前はこういった仕組みをとっていませんでしたので、これ以前の情報はございません。

※2 といたしまして、1 年間を対象とする一業務委託契約当たりの交付決定処理予定数は、自治会や集落等の地域の実情等を考慮しつつ、平成 23 年 8 月 30 日以降、100 世帯程度を基本としたため、上記の平成 23 年度と平成 24 年度の契約件数にかなりの差がありまして、増加している状況となっております。この契約件数が増加したことについては、民主党の行政刷新 PT からの指摘があつて、一者応札が多く見られているということで、一業務委託契約件数を以前は、ここで見ますと地方防衛局の南関東防衛局ですが、平成 23 年度で 5 件で 8,800 世帯としていたところを、PT の指摘によって 1 件 100 世帯程度ということで、9 月末時点で 8,869 世帯、91 件の契約をしております。こういうことにはなっていますが、当初の 4 月、5 月あたりで 1 カ月の契約件数が 60 件ぐらいあつて、それに係る契約期間、入札を行う期間が 1 カ月ぐらいとられておりました。一者応札が多いということでロットを小さくしなさいということで小さくはしたのですが、その分、契約件数がかなり膨れてきまして、それで 1 カ月ぐらいかかると。従来であれば 1 カ月早く着手できたものが、今はできない状態になっているところが若干危惧しているところです。

「8 受託者が地方防衛局長等に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他本業務の適正かつ確実な実施の確保のために契約により受託者が講ずべき事項」といたしまして、「(1)報告等」については、受託者は文書により指示された業務ごとに業務完了報告書により委託者に報告することとしております。

また「(3)個人情報等を適切に取り扱うために必要な措置」といたしまして、委託者から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報については、法の規定に基づいて適切な管理を行わなければならないとしております。

また「(4)秘密の保持等」に関しては、受託者は本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならないとしております。その他知り得た情報を本業務終了後においても他人に漏らしてはならないとしております。

「10 本業務の評価に関する事項」といたしまして、「(1)調査方法」ですが、本業務の内容について、その評価が的確に実施されるように実施状況の調査を行うものとします。

「(2)実施状況に関する調査の時期」ですが、内閣総理大臣が行う評価の時期、平成 26 年 5 月予定を踏まえて、契約の締結日から平成 26 年 3 月までの状況を調査することとしております。

「(3)調査項目」については、3 ページの確保される本業務の質の事項を調査することとしております。

「11 その他本業務の実施に際し必要な事項」といたしまして、本業務の実施状況については、防衛省において年度ごとに取りまとめて官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに、公表することとしております。

また、入札の実施結果については、各地方防衛局において入札の実施後速やかにとりまとめて監理委員会へ報告することとしております。

以上、主立った点の説明をさせていただきました。

○稲生主査 ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項案につきまして、御質問・御意見のある委員の先生は御発言をお願いいたします。

○樫谷副主査 実施要項に入る前に確認なのですが、こういうパブリックに対する申請書類をつくる業務は、行政書士さんですか、司法書士さんですか。

○岩瀬部員 行政書士、司法書士ということではないのですが、そこは広く、例えばコンサル業務を行っている方についても実績としてはあります。

○樫谷副主査 別に法律的には問題ないということですね。司法書士法とか行政書士法に反するということはないですね。

○岩瀬部員 そういうことはしておりません。

○樫谷副主査 それから、実施要項の 2 ページの(3)のエですが、「受託者は、委託者が必要と認めて提供する以下の資料により、本業務の内容を把握し、適切に履行すること」

と、ある意味当然のことが書いてあるのですが、こういうことには一般的にどういう事業者の方が入札に参加されるのですか。

○岩瀬部員 先ほど申しましたように、コンサル系の方とか行政書士の方。

○樫谷副主査 コンサル系といっても建築関係のコンサル系ですか。

○池本係長 あとは派遣業ですね。

○樫谷副主査 結構あると考えていいのですね。

○岩瀬部員 書類のやりとりや説明なので、どんな方でもできるのかなとは思っております。

○樫谷副主査 わかりました。私は業務がわからないので難しいのかなと思って。

○岩瀬部員 ただし、今言われたように、エに書いている内容が住宅防音工事の取り決めに記したもののなので、ここをよく読んで理解した上で行ってくださいということです。

○樫谷副主査 普通のある程度経験を持つ人が読めばわかるということですね。

次に4ページなのですが、「(5)委託費の請求及び支払」の「イ 委託費の支払」で、「ただし、履行数量が処理予定数量に満たない場合は、業務委託料の合計額を減額精算するものとする」。処理予定数量というのは、どのことを言っているのですか。

○岩瀬部員 ここで言いますと、一契約を100世帯程度でしなさいと言っておりますので、例えばその100世帯ということです。

○樫谷副主査 年間でいいのですか。

○池本係長 短いものもあるのですけれども、一契約で100世帯を予定していたものが90世帯になれば、当然90世帯分としてお支払いします。

○樫谷副主査 100世帯というのは決まっているわけですね。自分で見つけていくというのではなくて。

○岩瀬部員 それは100世帯ということで我々のほうから提示しますので、この世帯に対応すると。

○樫谷副主査 それが処理予定数量と考えていいわけですね。

○岩瀬部員 その中で例えば、何か都合によって辞退される方もいらっしゃるもので、減ることもあります。

○樫谷副主査 それから、15ページに処理予定世帯数の一覧がありますが、これは先ほどこちらの事務局に確認したのですが、平成23年度、平成24年度の件数と予定世帯数と契約金額があるのですが、この9月末時点というのは、平成23年度、例えば南関東の場合は5件で8,810世帯、2億9,986万1,160円。平成24年度は91件で8,869世帯、1億3,800万何がしということですね。この数字は平成24年度半年間の数字なのですか。

○岩瀬部員 そうですね、9月末時点の契約件数です。

○樫谷副主査 その契約件数と処理予定世帯数、これは1年間の処理予定世帯数で、実行したのが契約金額ということですか。金額を比較してみると、8,810世帯なのに平成23年度は2億9,000万円で、平成24年度は1億3,800万円のようなイメージを受けたので。

○池本係長 平成 24 年度実施に際しまして積算方法の見直しも行っておりまして、1 件当たりというか 1 世帯に当たりに係る費用が下がっているものですから、同じぐらいの世帯数を処理するのに金額が平成 24 年度の方が安いということだと思うのですが、算定方法を平成 23 年度から平成 24 年度の間で見直してありまして、その関係で下がっております。

○岩瀬部員 その関係で下がったことと、あとは、応札者が多数増えていますので、そこで競争性が働いて下がってきているというところもあります。

○樫谷副主査 別の内容が入ったのかなと誤解されるといけませんので、下がった理由をどこかに書いておいてもらったほうがいいのかもわかりません。おっしゃるとおり仕様書を見直したりすると中身が違うということですよ、やることが違うと。

○岩瀬部員 済みません、やることは一緒なのですが、積算の仕方がちょっと。

○樫谷副主査 単純に言うと、競争が厳しくなったということですね。わかりました。

○稲生主査 今のところで、コスト情報というのは難しいかもしれませんが、何かもうちょっと積算する上での基本的なこれとこれを積み上げていくとか。

○岩瀬部員 それについては、資料としまして 25 ページに住宅防音事業業務委託積算指針とありまして、ここにそれぞれの業務を行うには人工はこれぐらい必要ですよということが示してあります。

○稲生主査 これで積算すれば、相手のほうも入札価格が大体見えてくると。人工はこれでわかるわけですね。あとは 1 人当たりの単価などになるわけですね。

○樫谷副主査 これも確認なので直接関係ないかも知れませんが、住宅防音事業についてというペーパーがありますが、これは自衛隊の場合と、例えば、小松などは民間と両方飛んでいますよね。これはどういうふうに分けているのですか。

○岩瀬部員 今、自衛隊とか民航が混ざっている施設については、どちらが管理しているかということで防衛省と国土交通省の方で対策をとるようにしていますので、小松については民間機が入っているけれども防衛省の方で対策していますし、那覇空港であれば自衛隊機も入っていますけれども国交省で措置すると。

○樫谷副主査 基本的には同じ基準と考えていいのですか。防衛省がやったから少し手厚いとか、逆の場合は逆だとか。

○岩瀬部員 指定基準値についても 75W というところは同じでございます。

○樫谷副主査 昔、国交省の関係で伊丹を見に行ったことがあるので、同じような絵を見たことがあるのですが、基本的には同じということですね。

○稲生主査 済みません、また 15 ページですが、例のロットが 100 世帯でいいかどうかということですが、例えば、地方防衛局さんベースでやるとかなり広いわけですよ。南関東といっても恐らく 2 県、3 県当たるのかもしれませんが、そうすると、素人考えで恐縮ですが、発注するときに近いエリアだけ集中して発注すれば、200 世帯とか場合によってはいけるのかなという気もするのですが、この辺はどうなのでしょう。

○岩瀬部員 例えば、南関東防衛局の厚木飛行場の例でいきますと、確かに世帯数が多いのでたくさんの件数は出ているのですが、実態として同じ業者が契約を幾つもとっているということになっていますので、結局、1つの業者で100件だけやっているのではなくて、合わせれば年度の中で、例えば5件とっていれば500件といったことにはなっています。なので、できないことではないと思いますが。もともと平成23年はそういう形で、例えば1,000件とか2,000件はやっていました。

○稲生主査 そうすると、例えば、平成24年度である程度同じ業者さんが出てこられて、100件積み上げて1,000件までいってしまっているような地域であれば、1,000件というのは確かに大きいかもしれませんが、せめて500ぐらいまとめてもう少し効率化を促すようなやり方もあり得べしということですよ。今回は100件ずつかもしれませんが、その辺は業者さんはどのように言っておられますか。やはり発注するならもっと固めてくださいと、こんな細切れはちょっと大変ですという御意見とかはありますか。

○岩瀬部員 そこは業者の規模によっていろいろあると思います。

○稲生主査 逆に、最も零細な業者さんというのは、どれくらいの規模なのか。例えば社員数とか、そういうのはあるのですか。

○池本係長 零細でいくと、個人行政書士さんが1人とか2人という可能性もあります。

○岩瀬部員 なので、1ロット100世帯を残さないわけではなく、残しながら大きなところでとれるところはとると。大きなものと小さなものをまぜてやっていくというのはどうなのかなと思っているのですが。

○稲生主査 幸い契約金額が下がっていく傾向にあるとかそういうことであれば、今のところはよろしいのかもしれませんが、ある程度業者さんが能力的に育てれば、ある程度まとめていくということもあるかもしれないですね。

○岩瀬部員 今実際、例えば1カ月の着手の遅れが出ていますので、そこをなくせば住民の方にはもっと早く防音工事を実施できると思います。

○稲生主査 そうなんですよ、この御時世ですので、住民の方の御不満とかが一番懸念されて、市場化テストはどうしても手続は時間がかかるかもしれませんが、実際に走り始めたら、わっとやってほしいなと我々は思っているものですから、もうちょっとロットがまとめられるのであれば。その辺は、今の段階で工夫するのはなかなか難しいというお考えですか。

○岩瀬部員 我々としてこのやり方で出しておりますので。ただ、実態としてそういう遅れが出ていることは事実です。

○稲生主査 それがある意味では恒常化してしまう可能性もあるわけですよ。つまり平成24年度はこれでやって、来年度からということですよ、また同じことが続く。

○岩瀬部員 同じままだと、例えば、契約に係る期間が1カ月かかれば、また1カ月遅れると。

○稲生主査　とすると、今度は期間を3年にするとか、零細の方が入っているので3年はリスクかもしれませんけれども、2年にするとか、そうすると仕事に慣れてくるので、あるいは契約の回数も減るわけですね。その辺は難しいのですか、どうしても1年になってしまうのですか。

○岩瀬部員　今のやり方は当然、事業費自体が単年度なので、事業費と委託費とどういった予算の取り方をするかということになるかと思います。ただ、手法としてはいいことではないと思います。

○稲生主査　今回は1年ですから、また来年おやりになるとすると、おっしゃったようにもし可能であれば予算要求をもうちょっと長くして。

○岩瀬部員　そういった予算要求の仕方もありますので。

○稲生主査　やはり一応、定型化されている業務のように感じますし、あと、ハードなネゴが必要というよりか、淡々と事務をこなしていくという理解でよろしいわけですね。

○岩瀬部員　もうやることは決まっておりますので、そのルーチンだけです。

○稲生主査　かつ、毎年割と需要というのは見込めるような業務なわけですね。とすると、もともとのお金の取り方も複数年で取って、事業も2年、3年という形が望ましいような気がしないでもないですね。習熟すればより効率的に、かつ低コストになると思いますので。今回は初めて市場化テストされるので仕方ないかもしれませんが。

○樫谷副主査　これは市場化テストされるときにぴったり100単位なのですか。

○岩瀬部員　ぴったりではないです。

○樫谷副主査　若干端数も出るわけですね。そうすると、例えば、平成25年度、平成26年度と毎年ローテーションでやっていくと思いますが、予算か何かによって数字が若干ぶれるということですね。そうすると、毎年入札をやらなければいけないということなのですか。そうではなくて、3年なら3年という数字が固まっていて、それを割り振ればいいのか。

○池本係長　やるとすればですけども、一番最初の年度のものを3年として置いた上で発注して、精算で調整するような形をとらせていただくのかなと思います。

○岩瀬部員　あくまでも予定ということで2年目、3年目ですね。

○稲生主査　そういう意味でさっき気になったのは、年度の途中から追加発注みたいなものがあるとかないとかありましたが、これは零細の業者さんからすると受けられない可能性もあると思うのですけれども、その辺はもし業者さんの方で、うちはもう零細なので無理だということは言える契約になるのですか。

○岩瀬部員　住宅防音工事も1年度が丸々かかるわけではなくて、例えば、申込書の書類のやりとりがすべて終わるのは6カ月ぐらいなわけです。それがずれて年度途中から始まることがあるというので。

○稲生主査　数が増えるという意味ではないわけですね。

○樫谷副主査　あと、アンケートの対象は住民の方、実施者の方ですか。

○岩瀬部員 受託者ですね。

○樫谷副主査 受託者だから防衛省の方ということですね。防衛省の方は「はい」か「いいえ」の把握はできているのですか。

○岩瀬部員 そこは各業務の指示についても、こちらから業務ごとに指示しますし、終われば終わったで完了報告をもらうことにしていますので、こういった内容は把握できます。

○樫谷副主査 77 ページを見てみると、例えば1の(1)で業務の履行に着手したか、「はい」か「いいえ」ですが、基本的に100件を1つの単位で受けるわけですね。そうすると、1件あったら「いいえ」になるのですか。

○岩瀬部員 100件単位で工期を設定します。

○樫谷副主査 だから、100件のうち1件が何かの事情で着手がずれたという場合は「いいえ」になるのですか。それは若干ずれてもトータルで終わればいいということですか。

○秋間係員 トータルで終わるように着手すれば。

○樫谷副主査 そうすると、着手は余り関係ないということですか。

○秋間係員 速やかに工事を実施されたいというのが住民の方々の希望ですので、その希望をくむようなチェック項目にさせていただいております。

○樫谷副主査 では、住民の方から防衛省の方にクレームが入ったら、そこでわかるということですか。

○岩瀬部員 遅れたのであれば、そういうことも考えられます。

○樫谷副主査 でも、クレームが来なければわからないですね。そういうことではないのですか。

○岩瀬部員 やりなさいと言った日から終わる日までに速やかに着手してもらいたいということで、これを入れています。

○樫谷副主査 これを入れることはいいのですけれども、書くときにどういう判断で、そのほかのこともあるのですが。

○岩瀬部員 ここに「いいえ」がつくときは、指定された期日までにできなかったときです。

○稲生主査 答えられますかね。例えば、2の(1)で言うと、受託者は関係法令上の遵守事項等を説明したか。

○樫谷副主査 それは住民に説明するわけですね。

○稲生主査 その現場、例えば南関東は8,800とかありまして、形上は100件ごとに小刻みに発注しているわけですね。そうすると、そのうちの1件1件に対してちゃんと説明したのですかみたいなチェックリストがあるということですか。

○池本係長 はい。説明した内容を報告させておりますので。

○稲生主査 1人の対象者さんに対するチェックリストがあるわけですか。

○池本係長 それぞれ出ています。それがなければ当然していないということになります。

○樫谷副主査 説明して向こうのサインか何かをいただくわけですか。

○池本係長　そうです。局の職員がやったかどうかの確認はしておりますので、局の職員がこれを答えることはできると思います。

○樫谷副主査　そういう意味では、確かに説明を受けましたみたいなサインをしていたら、それを提出していただくので、それを見ればわかるということですね。

○稲生主査　確認ですが、「はい」「いいえ」で1件でももし説明していないということであれば「いいえ」なのですね。確かに説明するということは重要なことですから「いいえ」がついてしまうと。

○池本係長　一連の業務を淡々とやっていただくということが基本にありますので。

○稲生主査　例えば、我々はよく市場化テストでは、むしろユーザーさんとか、これと言うと補助金を受ける側の人たちに書いてもらって対応は適切でしたかとか、専門事項について丁寧に説明しましたかとか、それを回収するという方法もあると思うのですが、こういう方式も確かにあるかなと思ったのですが、あえてユーザーではなくて防衛省さんの方でアンケートをとるという方式になさったのは、何か理由があるのでしょうか。手間は確かに簡単かもしれませんが。

○池本係長　今回の業務が基本的に国の業務を外部委託している形をとっていますので、結局、特殊な技能を必要とする作業ではないので、少なくとも円滑に事業が回っておれば少なくとも正確に事業が行われたという判断が可能なものですから、あと、数も多いものですから、個人の住民さんにわざわざそれぞれのお宅に配って回収するよりも、局職員がちゃんとやりとりした上でできていなければいけないと報告をもらった方が正確なのかなと。

○樫谷副主査　普通こういう場合サービスの質といったときに、事業者の方が住民の方に説明したといっても乱暴な説明ではなくて、丁寧な説明とかちゃんと理解されるように説明するとか中身はちょっとわかりませんが、そういうものがあってアンケートをとって丁寧な説明を受けたと、印象がよかったとかそういうことが結構多いのですが、それは余り関係ないということですね。これはそういうものではないのだと。

○岩瀬部員　示された内容を正確に伝えてもらえばそれでいいので。

○樫谷副主査　あともう一つ、90%以上というのは、どこが90%と考えればいいですか。

○岩瀬部員　この項目数の90%ですね。

○樫谷副主査　1世帯1つではなくて業者単位ですよ。ということは、100件で1つの業者にアンケートをとるわけですよ。そうすると、7件しかないのに90%というのはどういうことを言っているのですか。1個でも「いいえ」がつけば7分の1ですよ。

○池本係長　基本的には、ほとんど業務が円滑に行われれば「いいえ」はつかないと思います。

○樫谷副主査　だから、むしろ説明していないとなったら、ある意味では基本的に1個でもあってはいけないんですよ。だから、90%ではなくては100%でなければいけないわ

けですね。ものによっては90%でいいものもあるかも知れませんが、これは、どうやって90になるのかなと見ていて思ったので。

○秋間係員 場合によっては1の(1)でいきますと、業務の履行に着手したものの住民の都合によって業務が完了しなかったような場合は「いいえ」から除外して整理するものと考えます。

○樫谷副主査 でも、それは住民の都合で業者の都合ではないので、「いいえ」だからといってそれにペナルティーをかけるわけにはいかないですよね。事業者の都合で遅れたというならわかるのですが、住民の都合で遅れた場合はやむを得ないと判断せざるを得ないですよね。そうすると、「はい」と書いてあげないと「いいえ」と書いてしまったら、逆に90%っていませんねという話になってしまう。

○秋間係員 住民側の都合による遅れというのはあるのですが、例えば体制が整わなくて完了しなかったとか、そういったものは「いいえ」になろうかと思います。

○樫谷副主査 その90の数がよくわからない。

○秋間係員 この契約件数、先ほど従来の実施状況のところでお示ししたとおり、地方防衛局ごとに複数件ございますけれども、これらのアンケートを集計した結果90%以上であるということにしております。

○樫谷副主査 つまり、このアンケートでいくと分子と分母の関係はどう見るのですか。相当の事業者の方が、もちろん数は2~3カ所持たれる可能性があるのですが、評価は基本的に100件ごとにしていっていいわけですね。100件のときに1枚のアンケートなので、そうすると、90というのはどういう意味ですか。10件あって1件だめでもいいですよと言うならば90ですからいいですよね。ところが7件しかないのに、1件あったらもうだめだということを行っているのなら、100%になってしまうわけですよね。単純な質問ですが。

○池本係長 全体として思っていたので、1件で1枚で7問しかないのに、それだと1割でという話になるというイメージではなくて、局で何社かありますので、例えば10社いれば70項目になるわけですからというイメージでつくっていたのですが。

○樫谷副主査 局としてはそうなのですが、事業者の評価をするときにはそうはならない気がします。特定の事業者が足を引っ張っていれば全部がだめになってしまいますよね。

○秋間係員 我々としては、住宅防音事業に係る事務手続の業務と同じやり方で取り組んでおりますので、全体としてとらまえて評価すべきかと考えておりましたが。

○樫谷副主査 これは事業者の評価ではなくて、局全体がしっかりマネジメントしているかという評価だと理解したほうがいいのですか。

○秋間係員 おっしゃるとおり、この事業すべてをとらまえて質が確保できていればというところで考えられればと思ったのですが。

○稲生主査 この問題はあいまいなところが依然として残りますので、事務局とも議論していただいて、業者さんからすれば質をどこで見てもらうのかというのは非常に重要だと

ころで、分母と分子の関係をしっかりとらえていかないといけないと思いますので、引き続き議論いただくという形にさせていただきたいと思います。

そのほかいかがですか。よろしいですか。

私も質問をしてしまいましたので、それでは、時間となりましたので、住宅防音事業に関する事務手続補助業務の実施要項案についての審議は、これまでとさせていただきます。

事務局さんから何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 これまでの御議論・御指摘を踏まえまして、本実施要項案の公表と意見募集の実施について入るということですのでよろしいでしょうか。

○樫谷副主査 若干修正するのであれば修正して。

○事務局 それは修正して確認させていただくということで、よろしくお願いいたします。

○稲生主査 では、修正について議論をいただきつつ進めていただくことにしたいと思います。

今回の審議で議了する方向で調整を進めたいと思いますので、防衛省におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項案に対する意見募集の結果も踏まえまして、引き続き御検討をお願いしたいと存じます。

また、委員の先生方におかれましては、質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理していただいた上で、各委員にその結果を送付していただきます。

本日はどうもありがとうございました。

(防衛省退室・特許庁入室)

○稲生主査 お待たせいたしました。続きまして、特許庁の登録意匠と公知資料及び外国意匠公報資料のグルーピング事業の実施要項案につきまして審議を行います。

本日は、特許庁審査業務部意匠課、本多課長様に御出席いただいておりますので、実施要項案の内容等につきまして御説明をお願いしたいと思います。説明は15分程度でお願いいたします。

○本多課長 本日は、お時間をいただきまして、ありがとうございます。きょう御説明させていただきます登録意匠と公知資料及び外国意匠公報資料のグルーピング事業につきましては、特許庁で行っております意匠、デザインの保護の関係の審査にかかわる事業でございますので、多少御承知のことかと思いますが、意匠とは何か、意匠の審査につきまして若干御説明させていただいた上で、グルーピング事業につきまして御説明申し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料B-3を用意させていただいておりますので表紙をめくっていただきますと、「意匠権で保護される身の回りの製品デザイン」とございますように、件数といろいろな絵が出ておりますけれども、世の中の各企業は、いろいろな新しい技術で製品開発をして、その製品についても外観をすばらしいデザインにすることによって市場での優位を保つためにデザイン開発をしております。これにつきましては、パテントと同じようにデ

デザインパテントというのが意匠に当たるわけですが、その意匠権というものを取りまして、市場で物まねが出たり、追従が出てきたときに製品の差し押さえや損害賠償、外国から来るものにつきましては水際でとめるといったもので対抗するために知的財産のデザイン部分について権利化するということができております。

保護の対象といたしましては、特許が技術ということになりますが、デザインについては意匠ということで法律上は左上に書いてございますように、製品の外観の形状、模様、色彩について出願人の方に新しいデザインを図面等で表していただいて、手続きいただいて権利を付与することになります。

そのときに次のページに出てまいりますけれども、新しいデザインであるということが保護するための条件でございまして、そのために主に新規性と創作非容易性といった条件をクリアしたもののだけが権利化されて権利が与えられることになってございます。そのために一定の審査をする、そして、そのための資料が要ということで制度ができてございます。

簡単に申し上げますと、新規性というものは、過去にありましたデザインと比べて同一もしくは類似するかということで判断させていただいております。携帯電話やスマートフォンも競合してきますと、いろいろ似たデザインが出てまいりますので、かなり詳細に吟味しないと判断できないということになります。

それから、創作非容易性というのは過去にあったデザインと似ているというのとはちょっと違うのですけれども、例えば、エッフェル塔のそのままの形で置物にしたり、時計にしたり、そういったものですとほとんどデザインの主たる要素が他人の創作を持ってきたような、容易に創作できたということで、こういうものには独占権、意匠権が与えられないという仕組みになってございます。

それでは、特許と同じようにデザインとしての権利を判断するための資料をどのようにするかというところで、関係がある資料づくりについて次のページで御説明申し上げます。

現在のところ、お願いいただいて登録になった国内での情報のほかに、デザインについてそれを実施した場合に、いろいろな実施品や実施するに当たってはどんどん改良したりした世の中に出回るデザインがございまして、それはいろいろな媒体に表された形で情報が出ておりますので、そういったところからデザインの情報を画像として取り込んで、データベース化しております。

それから、企業の方は、新しい製品につきまして国内だけではなくて海外でもビジネスをされますので、海外での権利というのは日本以外についてはそれぞれの外国での権利を取るということで、海外での権利化情報もございまして、同じデザインについて、もしくはその改良デザインと似たようなデザインにつきまして、一般の公知資料というインターネットや外国雑誌、カタログ、外国の登録情報といった種々のデータがございまして、

これらをそれぞれのところから精選して抽出して集めております。年間約 20 万件以上集めてございます。こういった資料を使いまして、吟味して判断することになります。

右下にグラフが出ておりますが、こういった公知資料、外国意匠公報によりまして、似ているデザインということで疑義があるということで権利を取りたい方とやりとりをするといったことが、かなり多くの頻度でございまして、この資料は大変重要な資料になっているということでございます。

続きまして、その資料をもって審査ということでやっております特許庁の仕事の流れを次のページで御説明させていただきたいと思っております。

企業の方々は、意匠登録出願ということで、新しいデザインをつくりますとお願いいただきまして、水色のところを中心に特許庁で、新しいデザインである場合にはかなり強い独占的な権利を与える、それに値するかどうかの調査をして判断するというところを行っております。黄色と緑と白で雑誌、インターネット、外国意匠公報、この辺は資料群をデータベースで示しておりますが、これらをコンピューターシステムで効率的に調査することが必要になってございます。現在、全体で約 800 万件ほどございまして、登録意匠が 140 万件ほど、その他は外国、公知資料が 700 万件近くございますので、これらを年々新しい情報を加えながら、なおかつ効率的に審査するということが求められております。

調査する期間としましては、フローの下に書いてございますが、平均 FA（ファーストアクション）というものがございまして、出願から調査して権利が与えられるかどうかの判断を通知させていただきませんが、これにつきましてはビジネス上の関係で半年程度で結果を出すというのが責務になっておりまして、商標でもあったと思っておりますが、実施庁目標というものがございまして、7 カ月以内というのがユーザーの方とのお約束の目安になっております。これを守るべく業務を効率化するというところになっております。

この効率化に当たりまして、公知資料等につきまして精選化、関係情報を持たせることによって上手に調査することが可能になるということで、今回のグルーピング事業につながるところでございます。

最後のページは、審査のイメージがなかなか難しいと思っておりますけれども、ごらんにいれようかと思ってお持ちした資料でございます。例えば、デジカメは、日本は強い分野でございますが、各社さんございます。割と同じ時期にいろいろなタイプが出てまいります。これらにつきまして申請があったもの、調べるものにつきましては、判断とは別に、同じデジカメの過去の資料を一緒に調べようということで効率化しようとしております。先ほど申しました分野ごとに違いますけれども、トータル 800 万件近いものを調査しまして、参考になる文献をまず調査でつけるという作業を行います。その後、それぞれの出願 1 件ごとに判断ということで、出願意匠と書いてございますが、そこに 3 件ほど書いてありますけれども、実際には 10 件、20 件ついてくるものがございまして、そこから吟味して、どこが特徴で、どこが新しいものかを判断した上で、全体として新しければ意匠権を付与するという判断をした上で通知を差し上げることになります。これを素早くやると。

なおかつ、毎年毎年新しい製品、新しいデザインが開発されますので、その情報を累積していきます。特許と違いまして単純に古い資料が切れるわけではございませんで、リバイバルものもありますので、そういう中で効率化をするためには、調査する情報をできるだけいろいろな形で効率よく見られる細工をしなければいけないということでございます。それが今回のグルーピング事業の内容になるということでございます。

いよいよ本題のグルーピング事業の概要でございますけれども、模式化して下に概念図を載せましたが、それぞれ毎年集める資料の中に、公知資料と外国の官庁で登録になった資料がございますが、真ん中には日本企業等の日本で登録になったデザインがございます。真ん中のデザインについて関連する情報をひもづけしておくことによって、調査するときには要らないとなればまとめて見なくて済む、関連するとなれば必要になれば一括して芋づる式で漏れがないように調査できるということをしたいというのが概要でございます。

目的と業務内容が順番にございますが、年々累増しますけれども、この資料につきまして相互に密接な関係の資料をグルーピングということでグループ化するということで効率を高めて、それを継続的に行って調査環境をできるだけいい状態にしておくことを可能にするための事業でございます。

業務内容としましては、核になる登録意匠のデザインと、ひもづける情報につきまして、実施品であるもの、外国で登録になったものを実施物もしくはバリエーション、類似ということで、細かいところになりますけれども3種類に分けております。実施物とバリエーションというのはほぼ同一の形で、例えば今はOEMとかございますので、主体が違うものはバリエーションのほう、類似につきましては、改良したり、ちょっと模様をつけたり少し変化させたものもございますので、こういったものを類似ということで、そういう類型に分けた上でひもづけをするということを事業として行っていただいております。

効果としましては、一次調査のところでグルーピングしたものについては省略して見て調査することで効率化できますし、それが代表的なもの、登録意匠のところだけを見ておいて、グルーピングされた公知資料や外国公報は見ないという扱いにできます。必要となれば、それを裏から引き出してくるということもできるということでございます。

この事業の概要として、この後いろいろ御意見もいただくかと思いますが、事業のボリュームを概念図でも件数が書いてございますけれども、時間的なものも含めて説明したものが次のページでございます。出願から約2年の間に計画的に権利を取った上で製品化するというので、実施物とか改良デザインの製品が出る、そういった情報をひもづけるための関係情報が出てくる期間がおおむね2年ぐらいあるだろうと。

それから、外国の公報につきましては、同じように外国でも権利化されて、その情報がインターネットや紙などの公報になるのですが、それも同じくらい2年近くの間各国で出されると。外国の公報につきましては、さかのぼって6カ月というのがございますけれども、これは特許の仕組みで、ちょっと専門的になりますが、日本で出願したものをベースにしてアメリカに出願する場合には、その出願した事実をもとに、意匠の場合は半年以

内に出願すると、日本で早く出願したということを基準に判断していただけるという仕組みがございます。また、逆の場合もございまして、外国から出願されたものについては、ものによっては例えば、アメリカで日本の出願日前の半年以内に出願しておいて、それから日本に出願するというようなこともございまして、同じデザインが日本の出願よりも半年早い可能性がございますので、そこまでの調査範囲ということで2年半になりますけれども、そういった期間のものを対象に、登録したデザインと実施されたデザインである公知資料、外国の公報を関連づけた形で資料化して、それによって新しいデザインはどんどん来たものを調査する範囲が累増するのですが、その効率を高めていくということで事業をさせていただいております。

これまで事業を取り組んできた中で、一者応札になっておりますけれども、改善してきたところをB-4という資料で少し整理させていただいております。先ほどから申し上げておりますように、ややなじみのないデザインの似ているか、似ていないかという判断でございまして、かなり専門的にはなるのですけれども、それをできるだけわかりやすい形で事業をやっていただきたいということで、グルーピングするレベルをわかりやすく整理して、資料としてビジュアルにして用意しております。平成24年度は、資料B-2の99ページから実例を少し用意しておりますけれども、こういったものを入札説明会の方とは別に、事業を実際に担当する方々の説明会用につくった上で、具体的に作業内容がわかるような資料を用意して改善を図っているところでございます。

ただ、特許もそうですけれども、さらにデザインということになりますと、全体の関係者が少ないものですから、手が挙がるのではないかとってはいますが、なかなか難しいという印象がありますので、毎年毎年、手を挙げていただく環境を整えるということで、今回につきましては専門家を用意するとか、システムの用意もございまして、契約期間を3年に延ばすとか、今回見ていただいた後、公告して手を挙げていただいて事業の準備期間を長くをとるといったところを初めとして、できるだけオープンな形で参加していただくように考えております。それから、過去に実施している事業者の実績も、システムの構成や作業量といったものも実績を開示しておりますので、そういったところで対応を図っているというのが現状でございます。

ちょっと時間が長くなりましたけれども、以上のようなところで御指摘をいただければと思います。

○稲生主査 ありがとうございました。

それでは、ただいま説明いただきました実施要項案につきまして、御質問・御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○樫谷副主査 親切に説明していただいたので、ある程度理解できました。ありがとうございました。

そこで、少し話がずれるかもしれませんが、最近、韓国の会社とアメリカの会社で、スマートフォンの操作性なのかデザインなのか、あれは意匠なのか、違うのですか。

○本多課長 意匠で権利が取れる部分もございます。インターフェースの部分は技術面もございますし、画面のところに出てくる、タッチして操作しやすいアイコンのレイアウトですとか、操作のときのタッチパネルの大きさとか形とか、見やすいような色も含めて提供するのグラフィカルユーザーインターフェースという意味でデザイン登録になります。

○樫谷副主査 それは意匠とは違うのですか。

○本多課長 意匠と同じです。

○樫谷副主査 では、勝った、負けたというのは意匠のことと言っているわけですか。

○本多課長 今回は特許の部分もございますし、デザインの方も。

○樫谷副主査 もうちょっと複雑なのですね。

○本多課長 サムスンとアップルで、すべての面で争っています。アップルが特にデザインということで意匠権というものをアメリカでも取っていて、外側の形の権利も取っておりますし、操作するほうの部分も権利を取っています。

○樫谷副主査 非常に複雑になってくるので、恐らくグルーピングする事業者の方は、それでなくても少ないと思うのですが、グルーピングするときのノウハウは多分あると考えて、御説明を聞いていると感性みたいなところがあるような気がするので、感性の部分だからなかなかマニュアルに書けないみたいな部分も結構あるのではないかと思います、例えば、最終的に特許庁として審査するときに、事業者のレベルによって間違っただ業務をしてしまうとか、スムーズに進まないということが状況によってはあり得ると思ってよろしいですか。

○本多課長 特許庁の審査の判断で扱うデリケートな部分をすべて求めることにはなっておりません。これ自体でダイレクトに審査の判断をするものではないですから、資料としての体系として一定の範囲のものがついていけば、それを前提に調査するということになりますので。

○樫谷副主査 すべてこの中だけで審査して、イエスかノーかと言うわけではないということですね。

○本多課長 一定のルールで資料がこういうひもづけになっているという理解の上に、それをコントロールするのは特許庁の者がやります。ですから、ここに例示を幾つか示させていただいたように、○をつけて、こういうところが違うものまでは類似につけてくださいよという事例をできるだけ豊富につけて、それと同じことをパターンとしてある程度、専門の者が監督しながらでもできるような、そういう環境である程度事業としては手を挙げていただける方もいるのではないかと考えております。

○樫谷副主査 そこまでやっていけば大分効率化されるということですね、完璧なものなくても。それを聞いていて、入札参加者が一者というのも何となく理解できるような気がしますので、ある意味責任というか、もし間違えたときに損害賠償が飛んでくるとか、そういうことではないわけですね。

○本多課長 直接的な原因にはならないということです。あくまでも資料を体系化することで、体系化のための作業として判断要素は入りますけれども、最終的に特許庁が責任を持つ判断を審査官と同じことを求めているわけではありませんので。

○稲生主査 ただ、そうすると、納品データをチェックするという作業ですけれども、例えば、先ほどの資料B-3の3ページを見ているのですが、インターネットでいえば7万件とか、内外国の図書雑誌が1万8,000件とか膨大な量ですよ。もちろん最終的な判断は審査官なのですけれども、今話がありましたが、この情報がもし誤っているとか、うまくひもづけされていないとか、グルーピングされていないとなると。

○本多課長 それは影響が出ますので、一定の幅でやっていただくということですね。安全圏を見た範囲で。

○稲生主査 そう考えていくと、今まで一者が最終的に落札されてきたというのは、感性というか、なれとか、その社団法人が持っておられたいろいろな技術とかがかなり優位に作用していたのではないかと、素人はそう思ってしまいまして、要するに、余りにも膨大な量あるいは専門的なものですから、切り分けることができないかということ考えたときに、例えば、先ほどの資料B-3の1ページ目で言うと、全体で約3万1,000件の出願がありまして、電気電子機器とか事務用品とか分野があるわけですよ。そうすると、ここまで細かくしなくてもいいですけれども、ある程度類型を電気電子と事務用品をまとめて、この部分だけの作業をして発注してくださいというような、素人的に言うとそういう発注の仕方はないのかなと。そうすると、もしかすると文具関係のところは、では、うちがやってみたいということで市場化テストに参入してくるとか、そういうことにはならないのかなと。あるいは、3ページ目のインターネットと内外国図書雑誌とか、内外国カタログといったようなグループで切り分けて発注して、かつ、グルーピングはグルーピングで専門の強いところに発注していくというようなやり方で切り分けて、もう少し応募しやすいような設計というのはなかなか難しいのでしょうか。もちろん全体を発注できれば、おたく様としては管理しやすいし、より効率化が図れるのというはわかっているのですけれども、もし入札者数を増やし、競争条件をもう少し高めていくのであれば、切り分けられないのかなということに対しては、どのようにお考えでしょうか。

○本多課長 事業を少し分けるという観点で幾つかあると思いますし、今、御指摘いただいた分野のことでございますけれども、ある程度その可能性というのはあるかと思いますが、事業規模全体としては今まで、特許や商標に比べればかなり小ぢんまりしたものですから、余り細かくしてしまうとかなり採算割れになってしまうということと、特許のように、例えば、化学と電気とか全く分野が違うというような、そこまでの専門性は、デザインについては外観のデザインですから、あると言えば一定程度の分野の特性はあるのですけれども、明確な専門性の特性が特許ほどはないということで、逆にいくと、そこで分けたからといってたくさん分野を持たないから楽になるかということ、単純にはそうならない面もあると思います。例えば、特許で言えば化学と電気を一緒には無理だよというほどの

分野特性ではないところがございますので、事業規模の観点からも、分けることによる効果は比較的少ないかなと思います。

それから、集める媒体ごとにつきましては、インターネットの資料の件数が若干多めになっているかと思いますが、以前は紙媒体が多かったのですが、媒体での情報発信が変わってきているところで件数が変わっているので、そこで切り分けることには余り意味がないということになります。

○稲生主査 わかりました。途中で入ってしまって済みませんでした。樫谷先生、続けてお願いします。

○樫谷副主査 サービスの質と確保されるべき業務の質のところ、9ページが中心になっていると思いますが、これも素人でとんでもないことを言っているかもわかりませんが、①②③④を見て、④はスケジュールに合わせということだから我々もよく理解できるのですが、①は「グルーピングレベルに該当する意匠を収集し、関連情報を作成すること」、②は「その理由を適切に表した報告書を作成すること」。この①②のグルーピングレベルに該当するだとか関連情報だとか、適切に表した報告書というものは、入札説明会に参加されたレベルでは常識的な話なのですか。

○本多課長 以前は、なかなかわかりにくかったので改善してきましたので、かなり御理解いただけて、事業としては一定の習熟と知識・理解が必要ですが、極めてハードルが高いものではないですし、これをやっていただくことで例えば関連情報とか、ものについては長年やってきていますと、大体一定の分野によって割合が出てくる。そういったものが担保されている可能性をチェックするとか、そういったところに使えますので、実際にやっていただくこともできますし、これによって質が保たれることを確認することもできる情報には十分なと思っています。

○樫谷副主査 評価する人が第三者で評価しろと言うのですが、こういうもので評価できるのかどうかと思って少し懸念をしました。

それから、③は納品後に誤りが確認された場合、それを再検証した場合ということで、例えば、誤りの件数などは質の対象にはならないのですか。どんなものが誤りなのか私もちょっとぴんとこないのですが、例えば、誤ったということは間違った判断を特許庁の職員の方がされる可能性がないわけではないですね。そうすると、③は修正したらいいのだという話なのですが、それで済む話なのかどうなのか、ちょっと理解ができません。

○本多課長 基本的に、実績としては、納品が終わってから大きな誤りがあって全部再度チェックすることになったという事実はございません。それはなぜかといいますと、負担にならない程度にですが、事業の作業途中で、先ほどお見せしました事例などに基づいて、判断に迷う場合には問い合わせをいただいて、こちらも丁寧に答えるということで積み重ねていきますので、作業を進めた上でもしあった場合には、こういうことを担保すると書いてございまして、実際にはこういうことにならないように、負担にならない範囲で事業者の方と密に連絡をとるという体制を確立するようにしております。

○樫谷副主査 業務の質というといつも難しいのですが、特にここは難しいような気がして、どのレベルでやれば質を担保できたと言えるのかが非常に難しいと思って、素人なのでわけのわからないことを言っているかもしれませんが。

○本多課長 いいえ。やはり分野によって実施品や改良品がある程度の割合で出る分野ですと、相関表で数字が例年とそんなに極端に違わないと。そこが違えばチェックを入れないとだめなのではないかというのがわかるというところでございます。

○樫谷副主査 ある程度センスがある方でわかっている方であれば、判断は十分可能だということですね。特許官ほどのレベルがなくても大丈夫だということですね。

そうすると、質の評価は最終的にどちらでしたか。

○稲生主査 評価項目は 77 ページですね。

○本多課長 特許というのは技術を文言で表す、クレームと言って技術の範囲を文字で表しますが、デザインの場合は図面と写真ですから、そこについて理解が一定程度できて、立体物の認識ができたり、そういう知識があって、なおかつ事例として事前に説明会でも用意させていただいた、こういう違いの程度が類似なんですよという事例を見ていただきながら積み重ねていくと、とても高いレベルで手が届かないということではなくて、事業者のほうで体制を整えていただくことで参入は可能ではないかと。ただ、それにはある程度知識がある人が、要所では最初のところは特に必要になるかと思いますので、そういうレベルはどうしても事業の性格上、余り下げ過ぎるわけにもいかないところがございます。

○樫谷副主査 よく新聞などで意匠の争いというのがありますよね。見ていても似ていると言えば似ているし、似ていないと言えば似ていないみたいなのがあって、どのように判断されているのかと思って。

○本多課長 この事業の中ではそこまで時間はかけられないですけれども、特許庁の最終的な仕事としての判断の場合は、1対1で比べるとどこが似ているかわからないのですけれども、過去からどんなデザインがあったかという流れを見ながら、これとこれがあると違いがどこかというのがわかるわけです。そういう総合的な見方をすることまでは、この事業者には要求しないという意味で、レベルとして過剰にハードにはしていないということでございます。

○樫谷副主査 だから、最終的に特許庁の職員の方が判断されるので、ここはそこまで求めているわけではないと。ただ、一定のレベルがないと手前で間違った判断をするかもわからないということですね。

最終的に評価書をつくらないといけないのですが、どのような評価書になるのですか。一応、該当する意匠を収集して、関連情報を作成していましたとか、そういう話になるのでしょうか。

○本多課長 39 ページに別添資料 4 がございますが、かなり簡素にしておりますて、同一の場合にはそういう報告の内容は不要になっています。類似やバリエーションの場合には、

例えば、権利者が異なるので実施物の同一性はなくてバリエーションということで書いていただいています。

次のページにいきますと、類似というところでどこで違っていたかということで、左右のステッチのありなしで、そういったところが違うんだと。そういうポイント、ポイントで書いていただく範囲にとどめようと。余り詳細に供述していただくことは負荷として大き過ぎてはいけないものですから。

○樫谷副主査 そういうものが書いていなければだめだという判断ですか。

○本多課長 できれば、もうちょっと書いていただきたいものもないわけではないですけども、できるだけそこは余り過剰にならない範囲で。

○樫谷副主査 提案の中で、もうちょっと細かく書きますという、書き方の提案のレベルはあるのですか。それぞれの工夫でここまでやりますとか、その代わり額はこうですとか。

○本多課長 今のところ、そこまではございません。いろいろなことで事業者が作業途中にデザインの主体がどうか、形状的な類似はどこまでなのか、そういうことについて質問をしてくる、その積み重ねが事業をやると多少ノウハウになってくると思いますので。ただ、そこについて余り細かく書き出すと過剰な判断になってしまいますので、簡潔でよいということで、こちらのほうとしては余り過剰に負担をかけないようにしようと思っています。件数もちょっと多いところでございますし、納期もございますので。

○樫谷副主査 あと、77 ページの評価項目一覧表を見たとき、下のほうで実績の有無がたくさんありましたね。その実績の有無の中で、例えば、ここで何者かありますよね。こういうところは実績があるというイメージのところなのですか。意匠権制度にかかわった実績があるかと言われてしまうと、恐らくそんなにはないですよ。

○本多課長 本事業に近い事業というのではないものであれば、先ほどの公知資料をつくる事業、収集してくるところだけをやった会社もございますし、あとは、これよりもうちょっと制度自体をどうしようかみたいな調査研究はシンクタンクがやったりしますので、その間の事業になりますけれども、あるとすれば過去に少し私どももやっていましたし、会社でもやって、どこかで作成されているかもしれませんけれども、分野ごとのデザインの傾向を調べる等といったことになると、似ている、似ていないとか、デザインの類型を判断要素にした調査みたいなものはあり得ると思いますが、世の中にそんなに多くないものですから。

一番冒頭に申しました意匠権というのは、実際にサムスン、アップルではないですけども、戦うときのために抑えとしてとっておくということがありますので、戦略的にやろうとすると、開発したデザインのバリエーションなどをどうやって権利化しようかというのも作戦になるわけです。そういうノウハウを教えるという仕事は、弁理士さんを中心にした研究所みたいなところがやっていないことはないもので、そういった方々もいらっしゃると思います。ただ、採算性で手を挙げてくるかというのは別な話になりますので、そ

の意味で余り過剰な負担がなく、判断の質がいい関係の方にはぜひ関心を持っていただきたいなとは思っておりますけれども。

○樫谷副主査 この実績の有無というのは、必ずしも一者しかないようなところはないと考えていいわけですね。これはどう見ても一者しかないとか。

○本多課長 類似するような業務ということですので、本件の事業と全く同じでなくてもよろしいので、そういったことを書ける業者はいらっしゃると思っていますので。

○樫谷副主査 文章だけ読むと、制度にかかわっているとなったら特許庁の方しかいらっしゃらないということになってしまいますので、その辺は入札説明会で少し趣旨も含めて御説明いただけたらいいのかなと思いますので、よろしくお願いします。

○本多課長 ありがとうございます。

○稲生主査 済みません、同じところで点数配分に関しては、実績を計算すると40点以上になりますね。6点がずっと積み上がったとかしていますので。そうすると、加点項目として150点のうちの3分の1とは言いませんけれども、かなりのウエートになっていまして、かなり実績に左右されるのではないかという感じもするんです。今まで一者がとられていて、そこを狙い撃ちにするわけではありませんけれども、恐らくそこは満点近くをとると思いますので、そうすると、かなりそこで決定的な差がつかないかなという気がしないでもないんですよ。ですから、なるべく創意工夫とか役割体制を整えるみたいところで点数を加点してあげて、実績が大事なのはもちろんわかるのですが、もう少し配点を実績の部分をちょっといじるとか、どういう結果になるかわからないですが、今まで説明会に来られた方たちで、例えばどんな感じなのかシミュレーションしていただいて、ここで30点とか差がついてしまうと、ちょっと逆転は厳しいのかなという感じもするものですから、その辺はもう少し、直せという意味ではありませんが、もう一回精査されたほうがいいのかなという気はします。これはコメントです。

○本多課長 では、その点につきましては、もう少しこの後点検してみたいと思います。

○稲生主査 気持ちはわかるんです、実績重視というのはもちろん大事なことだと思いつつも、さっき樫谷副主査が言っておられたように、余りここに引きずられてしまうと逆に新規参入できなくなってしまうので、そこはもう少し精査をお願いしたいと思います。

○本多課長 ありがとうございます。

○樫谷副主査 説明会には参加されたけれども応札されなかった方に対するヒアリングが何かはされましたか。どんな感じでしたか。

○本多課長 資料B-4に改善したところは御意見をいただきまして、やはり事例がないとわからないということで事例集をつくって、この手の説明会というのは営業の方が来ることも多いのですが、この説明会は営業の方ではなくて現場で業務をやられるような方に来ていただいてというふうに、別にセットして説明会を開いたりということで、中身を御理解いただくということでは要望に基づいて対応させていただいておりますが、も

うちちょっと改善すべき点はあると思いますので、できるだけわかりやすい内容で、しかもデザインですのでビジュアル面での情報をこれからも増やしていきたいと思っております。

○樫谷副主査 特に意匠というのは、ますます重要になると思いますので、こういう業務はできるだけ効率的に、あと、できるだけ参加者も増やしていただくような考え方で、育てていただくという趣旨で、ぜひよろしくお願いいたします。

○稲生主査 よろしいでしょうか。

私からもう一点だけですけども、実施要項案の 83 ページ「従来の実施状況に関する情報の開示」のところで、「2 従来の実施に要した人員」ですけども、これは受託されておられる方でもいいのですが、体制をもう少しブレイクダウンできないかなと。つまり、どういう能力と言ったらあれかもしれませんが、せめてどういう管理体制でとか開示してあげたほうが、今回は大きい案件ですし、その辺はもう少し明示できればよろしいのかなと。ちょっと感想めいていますけれども、御検討をお願いしたいと思います。

○本多課長 ありがとうございます。87 ページのシステムのほうも、できるだけわかりやすいように了解を得ながら。これと同じように人員についても、もう少し情報を増やさせていただこうと思います。

○稲生主査 ぜひ今回、競争が生じるように、我々もいい知恵があればと思うのですが、何分専門的過ぎて申し訳ないですけども。

あと、細かいのですが、やや戻りまして 5 ページに「ハ 作業スケジュール等の作成と事業管理」というのがあって、要は新規の方が入ってこられたときに、最初の前半の仕事というのでしょうか、1 年目の上半期の仕事が本当にちゃんとできるかなという、その辺がやや心配がありまして、審査着手時期より 2 カ月前を目安にといったときに、最初だと 5 月ぐらいですか。そうすると、4 月 1 日から契約して、ば一つと走っていくと思うのですが、順調に 2 カ月間の間に数千件か数万件かわかりませんが、本当に作業できるのだろうかという懸念がありまして、ただ実際にはユーザーの方がいらっしゃいますので、やっていただくということになろうかと思いますが、その辺がうまくいくかどうかというのがやや心配です。例えば、契約は 1 日なのかもしれませんが、落札した後、研修期間みたいなものを設けていただいて、実際に十何人かの体制になるかと思いますが、数人の方にやり方をあらかじめ教えてあげるようなフェーズが、あるのであれば結構なのですが、そういったことはこの中に入っておりますか。結構専門的になってくるときに研修を設けるような入札もあるものですから、その点はいかがでしょうか、ないですか。そうであれば、可能な範囲で結構なのですが、最初の立ち上がりがスムーズにいくように。

○本多課長 私どももこれが自分たちの仕事の効率化に直結しますから、そういう意味では仕上がりの歩どまりもいいようにしたいために、事前にできることはしたいと思いますので。

○稲生主査 全体のスケジュールは、いただいた案のとおりでよろしいかもしれませんが、開札が 2 月上旬で実質的に決まるのであれば、例えば 2 月の後半から 1 カ月ぐら

い研修期間ということで可能であれば盛り込んであげるか、説明会でも結構なのですが、おっしゃっていただくと大変いいのではないかと思いますので、これは御検討いただければと思います。

○本多課長 検討させていただきます。

○稲生主査 よろしいでしょうか。私からは以上です。

それでは、時間となりましたので、登録意匠と公知資料及び外国意匠公報資料のグルーピング事業の実施要項案についての審議は、これまでとさせていただきたいと存じます。

事務局さんから何か確認すべき事柄はありますか。

○事務局 特にございません。

○稲生主査 それでは、本実施要項案につきましては、次回の審議で議了する方向で調整を進めたいと思いますので、特許庁様におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項案に対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討いただきますようお願いいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら事務局にお寄せください。事務局において整理していただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。